

別添 処分等の基準

適用条項	違反行為 違反事項	参考 罰則	処分等の基準		備考
			初犯	再違反	
<p><第一種貨物利用運送事業> 法第7条第1項</p> <p>法第4条第1項第4号</p>	<p>変更登録違反</p> <p>利用運送機関の種類 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの</p> <p>利用運送の区域又は区間 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの</p> <p>業務の範囲 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの</p>	<p>50万円以下の罰金 法第66条第1号</p>	<p>文書勧告 3日間事業停止</p> <p>文書勧告 3日間事業停止</p> <p>文書勧告 3日間事業停止</p>	<p>6日間事業停止 12日間事業停止</p> <p>6日間事業停止 12日間事業停止</p> <p>6日間事業停止 12日間事業停止</p>	
<p>法第7条第3項</p> <p>法第4条第1項第1号～第3号</p>	<p>登録事項の変更届出違反</p> <p>・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ・主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地 ・事業の経営上使用する商号があるときはその商号</p>	<p>50万円以下の過料 法第68条第1号</p>	<p>口頭注意</p> <p>口頭注意 口頭注意</p>	<p>1日間事業停止</p> <p>1日間事業停止 1日間事業停止</p>	
<p>法第8条第1項</p>	<p>利用運送約款の認可違反</p>	<p>100万円以下の罰金 法第65条第1号</p>	<p>文書警告</p>	<p>6日間事業停止</p>	
<p>法第9条</p> <p>施行規則第13条</p>	<p>揭示事項の無揭示又は虚偽の揭示</p> <p>・第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送機関の種類、消費者対象の運賃及び料金、利用運送約款、利用運送の区域又は区間、業務の範囲</p>	<p>50万円以下の過料 法第68条第2号</p>	<p>文書勧告</p>	<p>3日間事業停止</p>	
<p>法第10条</p>	<p>特定荷主に対する不当な差別的取扱の禁止違反 ①不当な運賃・料金の請求 ②特定荷主の貨物の荷受け拒否、不当な後回し等</p>	<p>なし</p>	<p>文書勧告 口頭注意</p>	<p>3日間事業停止 1日間事業停止</p>	
<p>法第11条</p> <p>施行規則第14条</p>	<p>運輸協定の届出違反</p> <p>・設備の共用、連絡運輸、その他共同経営</p>	<p>50万円以下の過料 法第68条第1号</p>	<p>口頭注意</p>	<p>1日間事業停止</p>	
<p>法第12条</p>	<p>事業改善の命令違反</p>	<p>100万円以下の罰金 法第65条第2号</p>	<p>12日間事業停止</p>	<p>登録の取消し</p>	
<p>法第13条第1項、第2項</p>	<p>名義貸し違反、事業の貸渡し違反等（一種）</p> <p>①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの</p>	<p>1年以下の懲役 100万円以下の罰金 法第62条第2号、第3号</p>	<p>6日間事業停止 12日間事業停止</p>	<p>12日間事業停止 登録の取消し</p>	
<p>法第14条第2項</p>	<p>事業の承継届出違反</p>	<p>50万円以下の過料 法第68条第1号</p>	<p>文書勧告</p>	<p>3日間事業停止</p>	
<p>法第15条</p>	<p>事業の廃止届出違反（行方不明の場合）</p>	<p>50万円以下の過料 法第68条第1号</p>	<p>平成8年11月18日付運賃複第285号 「所在不明事業者の取扱い」通達を準用。</p>		

法第25条第3項前段	集配事業計画の変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数 (利用運送機関の種類の変更に伴うものを除く。) ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものと認められるもの	50万円以下の過料 法第68条第1号	口頭注意 文書勧告	1日間事業停止 3日間事業停止	
法第25条第3項後段	軽微な事業計画及び集配事業計画の変更届出違反 (利用運送機関の種類の変更に伴うものを除く。) ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名 ・主たる事務所の名称及び位置 ・営業所の名称及び位置 ・貨物を保管する場合の保管施設の概要 ・利用する実運送事業者・貨物利用運送事業者の概要 ・貨物の受取委託の場合の受託者の名称・住所、 代表者氏名、営業所の名称・位置等 ・貨物の集配を行う地域 ・貨物の集配に係る営業所の名称及び位置 (自動車を使用して集配を行う営業所位置を除く。) ・貨物の集配委託の場合の受託者の名称・住所、 代表者氏名、営業所の名称・位置等	50万円以下の過料 法第68条第1号	口頭注意 口頭注意 口頭注意 口頭注意 口頭注意 口頭注意 文書勧告 文書勧告 文書勧告	1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止 3日間事業停止 3日間事業停止 3日間事業停止	
法第26条第1項	利用運送約款の認可違反	100万円以下の罰金 法第65条第1号	文書警告	6日間事業停止	
法第27条 施行規則第25条	揭示事項の無揭示又は虚偽の揭示 ・第二種貨物利用運送事業者である旨、利用運送機関 の種類、消費者対象の運賃及び料金、利用運送約款、 利用運送の区域又は区間、業務の範囲、貨物の集配 の拠点	50万円以下の過料 法第68条第2号	文書勧告	3日間事業停止	
法第28条	事業改善の命令違反	100万円以下の罰金 法第65条第2号	12日間事業停止	許可の取消し	
法第29条第1項、第2項	事業の譲渡・譲受又は法人の合併・分割の認可違反	なし	文書勧告	3日間事業停止	
法第30条第1項	事業の相続の認可違反	なし	文書勧告	3日間事業停止	
法第31条	事業の休廃止の届出違反 ①事業の休止の届出違反(行方不明は ②を適用) ②事業の廃止の届出違反(行方不明の場合)	50万円以下の過料 法第68条第1号	口頭注意 平成8年11月18日付運賃貨物第285号 「所在不明事業者の取扱い」通達を準用。	1日間事業停止	
法第32条	第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者の貨物 の集配に係る輸送の安全に関する事項の違反 (貨物自動車運送事業の許可を受けて当該事業の ために行う集配を除く。)	トラック法で規定	○貨物自動車運送事業法第37条第3項の規定に従い、 同法第33条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準を適用。(特定二種)		
法第33条	事業の停止命令違反	1年以下の懲役 150万円以下の罰金 法第61条	30日間事業停止	許可の取消し	

法第34条第1項(法第10条準用)	特定荷主に対する不当な差別的取扱の禁止違反 ①不当な運賃・料金の請求 ②特定荷主の貨物の荷受け拒否、不当な後回し等	なし	文書催告 口頭注意	3日間事業停止 1日間事業停止	
法第34条第1項(法第11条準用)	運輸協定の届出違反 ・設備の共用、連絡運輸、その他共同経営	50万円以下の過料 法第68条第1号	口頭注意	1日間事業停止	
法第34条第1項(法第13条準用)	名義貸し違反、事業の貸渡し違反等(二種) ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものと認められるもの	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 法第60条第2号	30日間事業停止 60日間事業停止	60日間事業停止 許可の取消し	
法第34条第2項(法第27条準用)	附帯業務に関する消費者対象の料金、 利用運送約款等の無掲示又は虚偽の掲示	50万円以下の過料 法第68条第2号	口頭注意	1日間事業停止	
法第34条第2項(法第28条準用)	附帯業務に関する事業改善命令違反	100万円以下の罰金 法第65条第2号	6日間事業停止	12日間事業停止	
<外国人第一種貨物利用運送事業> 法第39条第1項 施行規則第30条	変更登録違反 利用運送機関の種類 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものと認められるもの 利用運送の区域又は区間 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものと認められるもの 業務の範囲 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものと認められるもの 代表者及び役員の国籍、役員の氏名、資本金 並びに出資者の国籍別及び国、公共団体又は 私人の別による出資額の比率(法人) ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものと認められるもの 国籍(個人) ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものと認められるもの	50万円以下の罰金 第66条	文書催告 3日間事業停止 文書催告 3日間事業停止 文書催告 3日間事業停止 文書催告 3日間事業停止	6日間事業停止 12日間事業停止 6日間事業停止 12日間事業停止 6日間事業停止 12日間事業停止 6日間事業停止 12日間事業停止	
法第39条第3項	登録事項の変更届出違反 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名 ・主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地 ・事業の経営上使用する商号があるときはその商号	50万円以下の過料 第68条	口頭注意 口頭注意 口頭注意	1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止	
法第40条	運賃・料金変更命令違反	100万円以下の罰金 第65条	12日間事業停止	登録の取消し	

法第41条	事業の廃止の届出違反(行方不明の場合)	50万円以下の過料 第68条	平成8年11月18日付運賃複第285号「所在不明事業者の 取扱い」通達を準用。		
法第42条	事業の停止命令違反	半年以下の懲役 50万円以下の罰金 第63条	12日間事業停止	登録の取消し	
法第44条第3項(法第9条準用)	附帯業務に関する消費者対象の料金、 利用運送約款等の無掲示又は虚偽の掲示	なし	口頭注意	1日間事業停止	
法第44条第3項(法第12条準用)	附帯業務に関する事業改善命令違反	100万円以下の罰金 第65条	6日間事業停止	12日間事業停止	
<外国人第二種貨物利用運送事業> 法第46条第1項	事業計画の遵守義務違反	なし	○法第46条第2項、第4項の処分等の基準を適用		
法第46条第2項 施行規則第39条	事業計画の変更認可違反 利用運送の区間 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの 業務の範囲 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの 貨物の集配の拠点 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの 貨物の集配に係る営業所の位置 (自動車を使用して集配を行う営業所位置に限る。) ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの 自動車車庫の位置及び収容能力 ①営業所との距離 ②収容能力不足 ③その他 乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力 (トラック事業の許可事業者は適用対象外) ①営業所との距離 ②収容能力不足 ③その他	100万円以下の罰金 第65条	文書警告 3日間事業停止 文書警告 3日間事業停止 文書警告 3日間事業停止 文書警告 3日間事業停止 3日間事業停止 3日間事業停止 文書警告	6日間事業停止 12日間事業停止 6日間事業停止 12日間事業停止 6日間事業停止 12日間事業停止 6日間事業停止 12日間事業停止 6日間事業停止	※自動車を使用し集配を行う場合に 適用(下請集配は適用除外) ※自動車を使用し集配を行う場合に 適用(下請集配は適用除外) ※自動車を使用し集配を行う場合に 適用(下請集配は適用除外)
法第46条4項前段	事業計画(集配に係るものに限る。)の 変更事前届出違反 ①臨時、偶発的なものと認められるもの ②反復、計画的なものとして認められるもの	50万円以下の過料 第68条	口頭注意 文書警告	1日間事業停止 3日間事業停止	
法第46条4項後段	軽微な事業計画の変更届出違反 ・国内における主たる事務所の名称及び位置 ・国内における営業所の名称及び位置 ・貨物を保管する場合の保管施設の概要 ・利用する実運送事業者・貨物利用運送事業者の概要 ・貨物の受取委託の場合の受託者の名称・住所、 代表者氏名、営業所の名称・位置等	50万円以下の過料 第68条	口頭注意 口頭注意 口頭注意 口頭注意 口頭注意	1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止 1日間事業停止	

	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物の集配を行う地域 ・貨物の集配に係る営業所の名称及び位置 (自動車を使用して集配を行う営業所位置を除く。) ・貨物の集配委託の場合の受託者の名称・住所、代表者氏名、営業所の名称・位置、使用集配車両の数 		文書勧告 文書勧告 文書勧告	3日間事業停止 3日間事業停止 3日間事業停止	
法第46条第5項	事業計画の変更命令違反	100万円以下の罰金 第65条	12日間事業停止	許可の取消し	※行政手続法第3章適用除外の場合あり
法第47条	運賃又は料金の変更命令違反	100万円以下の罰金 第65条	12日間事業停止	許可の取消し	※行政手続法第3章適用除外の場合あり
法第48条	事業の廃止届出違反(行方不明の場合)	50万円以下の過料 第68条	平成8年11月18日付運賃複第285号 「所在不明事業者の取扱い」通達を準用。		
法第49条	第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者の貨物の集配に係る輸送の安全に関する事項の違反 (貨物自動車運送事業の許可を受けて当該事業のために行う集配を除く。)	(トラック法で規定)	○貨物自動車運送事業法第37条第3項の規定に従い、同法第33条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を適用。(特定二種)		
法第49条の2	事業の停止命令違反	1年以下の懲役 150万円以下の罰金 第61条	30日間事業停止	許可の取消し	
法第49条の3(法第44条準用)	附帯業務に関する消費者対象の料金、利用運送約款等の無掲示又は虚偽の掲示	なし	口頭注意	1日間事業停止	
法第49条の3(法第44条準用)	附帯業務に関する事業改善命令違反	100万円以下の罰金 第65条	6日間事業停止	12日間事業停止	
法第53条第1項	貨物利用運送事業に関する団体の届出違反	なし	口頭注意	文書警告	
法第55条第1項 報告規則第2条第1項 報告規則第3条第1項、第2項 報告規則第4条第1項	報告義務違反 <ul style="list-style-type: none"> ・定例の報告(営業報告書及び事業実績報告書) ・運賃・料金報告 ・臨時の報告 	100万円以下の罰金 第65条	文書警告 文書警告 文書警告	6日間事業停止 6日間事業停止 6日間事業停止	
法第55条第2項	立入検査の拒否、妨害、忌避又は質問に対する陳述拒否若しくは虚偽の陳述	100万円以下の罰金 第65条	文書警告	6日間事業停止	
道路運送法第95条 施行規則第65条第4号、第5号、第6号	自動車に関する表示義務違反 特定二種の集配車両の車体表示 (「通運」、「航空」、「海上」) ①一部表示なし ②大部分表示なし	50万円以下の過料 第105条第1号(道路運送法)	口頭注意 文書勧告	1日間事業停止 3日間事業停止	